書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町８番11号
破産者　株式会社安田組
異議申述期間　平成26年５月27日まで
平成26年３月28日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県那覇市字大道172番地31　コーポ幸503、開始決定時の住所鹿児島県大島郡和泊町大字和泊575番地２
破産者　肥後　忠仁
異議申述期間　平成26年５月27日まで
平成26年３月27日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４８号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町24番地13
破産者　春野　克明
異議申述期間　平成26年５月27日まで
平成26年３月28日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県南さつま市金峰町大坂928番地
破産者　株式会社南峰建設
異議申述期間　平成26年６月２日まで
平成26年４月３日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
破産者　國武　信子
異議申述期間　平成26年６月４日まで
平成26年４月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
破産者　笠　　モト
異議申述期間　平成26年６月４日まで
平成26年４月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０２０号
東京都足立区島根４丁目24―２
破産者　菊田　利雄
免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
平成26年４月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０２８号
東京都台東区駒形１丁目４番18号
清算株式会社　株式会社進成
代表清算人　本田　志一
１　決定年月日　平成26年４月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第１号
岩手県奥州市水沢区字水山187番地
再生債務者　株式会社高橋フーズ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　盛岡市内丸６番15号　ＥＳＴ21ビル２階　もりおか法律事務所　弁護士　小笠原基也
平成26年３月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（再）第１４号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹字大平1832番地の１
再生債務者　パルコール嬬恋株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32　アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　南　　賢一
平成26年３月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１号
長野県佐久市野沢223番地35
再生債務者　駒村　元万
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県上田市緑が丘３丁目21番１号　川島利夫法律事務所　弁護士　川島　利夫
平成26年４月３日　長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（再）第２号
長野県佐久市野沢221番地11
再生債務者　駒村　英二
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県上田市緑が丘３丁目21番１号　川島利夫法律事務所　弁護士　川島　利夫
平成26年４月３日　長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（再）第１号
兵庫県西宮市鳴尾浜１丁目６番33号
再生債務者　株式会社フジウン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区三宮町１丁目１番１号　新神戸ビル９階　北山法律事務所　弁護士　北山　　真
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成26年４月１日　神戸地方裁判所尼崎支部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
岩手県奥州市水沢区字水山187番地
再生債務者　株式会社高橋フーズ
１　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年６月11日から平成26年６月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号
兵庫県姫路市平野町43番地
再生債務者　三和建設株式会社
１　決議に付する再生計画案　債務者提出の平成26年３月24日付け修正許可にかかる平成26年３月10日付け再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年５月23日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年５月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年５月13日
平成26年３月31日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号
長野県飯山市大字豊田6356番地ニ
再生債務者　戸狩観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年４月２日　　長野地方裁判所民事部